

お知らせ

子どもの医療費助成を18歳年度末まで拡大します

令和7年4月診療分より、子どもの福祉医療費助成の対象年齢を「15歳に達する年度末」から「18歳に達する年度末」へ拡大します。

また、受給者証の名称が「乳幼児・児童・生徒」から「子ども」に変わります。

対象となる方	・笠松町に住民登録があり健康保険に加入している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方 ※在学の有無は問いません。
新たに対象となる方の手続きについて	<p>○平成19年4月2日～平成21年4月1日生まれの方(高校新2・3年生) 3月上旬ごろに申請書を郵送します。必要事項を記入し、確認書類を添えて申請期限までに役場住民課へご提出ください。(郵送による申請もできます。)</p> <p>○平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの方(高校新1年生) 3月下旬ごろに有効期限を延長した受給者証を郵送します。※申請は不要です。</p>
現在受給者証をお持ちの方	<p>○平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方(小学校新1年生) 3月下旬ごろに「うす紫色(乳幼児)」から「あさぎ色(子ども)」に変更した受給者証を郵送します。※申請は不要です。</p> <p>有効期限内の受給者証をお持ちの方は、現在お持ちの受給者証をそのままご使用ください。</p>

圃住民課 ☎388-1115

児童手当の申請はお済みですか？

令和6年10月から、児童手当制度が改正されました。制度改正に伴い、該当する方は、「新たに手当を受給」または「増額」することができます。

10月分からの手当を受給するには「令和7年3月31日まで」に申請を行う必要があります。それ以降は、申請した月の翌月分からの受給(増額)となりますので、忘れず早めに申請してください。

新たに申請が必要な方

- ①改正前、所得制限により「不支給」となっている方
- ②「高校生年代の児童のみ」を養育している方
- ③改正前から児童手当を受給しているが、「高校生年代ではない18歳から22歳年度末までの子」を養育しており、養育する子が「3人以上」である方

圃福祉子ども課 ☎388-1116

不妊症診断検査費用の一部助成について

不妊症診断検査費用の一部を助成しています。

対象者・助成額・申請方法など、詳しくはQRコードからご確認ください。



▲不妊症診断検査

※申請は、原則検査が終了した日の属する年度内までですが、期限を過ぎる場合は事前にご連絡ください。

圃健康介護課 ☎388-7171

ごみの処理は(株)野々村商店に!! 株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030



住宅性能保証制度
登録店

総合建設業

安藤建設株式会社

☎058-388-0077

☎058-387-1515

お気軽に
お問い合わせ
ください。

